

大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱</p> <p>第1—第2 (略)</p> <p>第3 本事業の内容</p> <p>本事業は、一定の要件を満たす専修学校（以下「支援校」という。）に在籍する生徒のうち、特に修学支援が必要であると教育長が認める生徒（以下「支援対象生徒」という。）を対象に実施する、次に掲げる事業により構成されるものとする。</p> <p>1 私立専門学校生に対する修学等支援</p> <p>(1) 専門学校生に対する経済的支援事業</p> <p>ア 教育長は、支援対象生徒に対して、その在籍する支援校が実施した授業料減免額を基礎として算定した額を支援金として交付する。</p> <p>イ 前項に規定する支援金は、その用途を支援対象生徒の授業料に限定するため、支援校による代理受領とし、教育長と支援校間の支援金の交付に必要な手続きについては、教育長が別に定める。</p> <p>(2) 修学支援アドバイザー配置事業</p> <p>ア 教育長は、専ら支援対象生徒のうち、専門家による修学支援のためのアドバイスを希望する者に対して、修学支援アドバイザーを活用した講演会及び相談会事業を実施する。</p> <p>イ 前項に規定する講演会及び相談会の実施に必要な手続きについては、教育長が別に定める。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変のため修学が困難な専修学校生に対する経済的支援事業</p>	<p style="text-align: center;">大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱</p> <p>第1—第2 (略)</p> <p>第3 本事業の内容</p> <p>本事業は、一定の要件を満たす専修学校（以下「支援校」という。）に在籍する生徒のうち、特に修学支援が必要であると教育長が認める生徒（以下「支援対象生徒」という。）を対象に実施する、次に掲げる事業により構成されるものとする。</p> <p>1 私立専門学校生に対する修学等支援</p> <p>(1) 専門学校生に対する経済的支援事業</p> <p>ア 教育長は、支援対象生徒に対して、その在籍する支援校が実施した授業料減免額を基礎として算定した額を支援金として交付する。</p> <p>イ 前項に規定する支援金は、その用途を支援対象生徒の授業料に限定するため、支援校による代理受領とし、教育長と支援校間の支援金の交付に必要な手続きについては、教育長が別に定める。</p> <p>(2) 修学支援アドバイザー配置事業</p> <p>ア 教育長は、専ら支援対象生徒のうち、専門家による修学支援のためのアドバイスを希望する者に対して、修学支援アドバイザーを活用した講演会及び相談会事業を実施する。</p> <p>イ 前項に規定する講演会及び相談会の実施に必要な手続きについては、教育長が別に定める。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変のため修学が困難な専修学校生に対する経済的支援事業</p>

新	旧
<p>ア 教育長は、支援対象生徒に対して、その在籍する支援校が実施した授業料減免額を基礎として算定した額を支援金として交付する。</p> <p>イ 前項に規定する支援金は、その用途を支援対象生徒の授業料に限定するため、支援校による代理受領とし、教育長と支援校間の支援金の交付に必要な手続きについては、教育長が別に定める。</p> <p>2 基礎データ収集事業</p> <p>教育長は、文部科学省及び国委託要項 3 (2) に規定する「調査研究機関」の依頼を受けて、支援校及び支援対象生徒に対する調査とともに、大阪府内に所在するすべての私立専修学校に対して、国委託事業及び本事業の施策効果検証のための基礎データの収集を行う。</p>	<p>ア 教育長は、支援対象生徒に対して、その在籍する支援校が実施した授業料減免額を基礎として算定した額を支援金として交付する。</p> <p>イ 前項に規定する支援金は、その用途を支援対象生徒の授業料に限定するため、支援校による代理受領とし、教育長と支援校間の支援金の交付に必要な手続きについては、教育長が別に定める。</p> <p>3 基礎データ収集事業</p> <p>教育長は、文部科学省及び国委託要項 3 (3) に規定する「調査研究機関」の依頼を受けて、支援校及び支援対象生徒に対する調査とともに、大阪府内に所在するすべての私立専修学校に対して、国委託事業及び本事業の施策効果検証のための基礎データの収集を行う。</p>
<p>第4 第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件</p> <p>第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 支援校の要件</p> <p>(1) 次に掲げる要件の全てを満たす学校であること。</p> <p>ア 大阪府内に所在する私立専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）であること。（ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校を除く。）</p> <p>イ 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）第2条に基づく職業実践専門課程の文部科学大臣認定を受けた専門学校（学科）であること。</p> <p>ウ 経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料減免制度に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により、授業料減免を受ける生徒を決定していること。</p> <p>エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概</p>	<p>第4 第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件</p> <p>第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 支援校の要件</p> <p>(1) 次に掲げる要件の全てを満たす学校であること。</p> <p>ア 大阪府内に所在する私立専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）であること。（ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校を除く。）</p> <p>イ 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）第2条に基づく職業実践専門課程の文部科学大臣認定を受けた専門学校（学科）であること。</p> <p>ウ 経済的理由により修学困難な生徒に対する授業料減免制度に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により、授業料減免を受ける生徒を決定していること。</p> <p>エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校が実施する経済的支援の概</p>

新	旧
<p>要、予算額及び支援総額を、当該専門学校のweb ページにより公表していること。</p> <p>オ 経費の適正な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、当該専門学校のweb ページにより公表していること。</p> <p>カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度において、学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第66条及び第67条に定める評価を実施し、その結果を、当該専門学校のweb ページにより公表していること。</p> <p>(2) 設置者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）</p> <p>ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）</p> <p>エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p> <p>2 支援対象生徒の要件</p> <p>支援校に在籍する生徒のうち、次に掲げる要件をすべて満たす生徒であること。</p> <p>(1) 勉学に対する意欲がある生徒のうち、世帯（主たる家計支持者により判断）の経済的状況が以下のいずれかの要件に該当する者。ただし、支援校が授業</p>	<p>要、予算額及び支援総額を、当該専門学校のweb ページにより公表していること。</p> <p>オ 経費の適正な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、当該専門学校のweb ページにより公表していること。</p> <p>カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度において、学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第66条及び第67条に定める評価を実施し、その結果を、当該専門学校のweb ページにより公表していること。</p> <p>(2) 設置者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）</p> <p>ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）</p> <p>エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p> <p>2 支援対象生徒の要件</p> <p>支援校に在籍する生徒のうち、次に掲げる要件をすべて満たす生徒であること。</p> <p>(1) 勉学に対する意欲がある生徒のうち、世帯（主たる家計支持者により判断）の経済的状況が以下のいずれかの要件に該当する者。ただし、支援校が授業</p>

新	旧
<p>料を全額免除することにより支援校に対して支払う授業料が存在しない者、国の「被災児童生徒就学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により支援を受けている者及び外国人留学生を除く。</p> <p>ア 生活保護法による保護費の受給</p> <p>イ 個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）</p> <p>ウ 所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）</p> <p>エ 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変</p> <p>（2） 支援校において、第4の1（1）ウに規定する授業料減免の決定を受け、かつ他の専門学校において、国委託要項2（1）①イ及び（2）①イの規定に基づく経済的支援を受けていないこと。</p> <p>（3） 次に掲げる文部科学大臣及び教育長の行う修学支援に係る実証研究等に協力すること。</p> <p>ア 国委託事業及び本事業に伴い文部科学大臣及び教育長が実施するアンケート調査又はヒアリング調査</p> <p>イ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業に係る目標設定、当該目標の達成のために必要な講義・実習等の受講、当該学修結果に係る自己評価（必要に応じて教員による評価）の実施及び教育長への報告</p>	<p>料を全額免除することにより支援校に対して支払う授業料が存在しない者、国の「被災児童生徒就学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により支援を受けている者及び外国人留学生を除く。</p> <p>ア 生活保護法による保護費の受給</p> <p>イ 個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）</p> <p>ウ 所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）</p> <p>エ 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変</p> <p>（2） 支援校において、第4の1（1）ウに規定する授業料減免の決定を受け、かつ他の専門学校において、国委託要項2（1）①イ及び（2）①イの規定に基づく経済的支援を受けていないこと。</p> <p>（3） 次に掲げる文部科学大臣及び教育長の行う修学支援に係る実証研究等に協力すること。</p> <p>ア 国委託事業及び本事業に伴い文部科学大臣及び教育長が実施するアンケート調査又はヒアリング調査</p> <p>イ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業に係る目標設定、当該目標の達成のために必要な講義・実習等の受講、当該学修結果に係る自己評価（必要に応じて教員による評価）の実施及び教育長への報告</p>
<p>第4 第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件</p> <p>第3の1に規定する支援校及び支援対象生徒の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 支援校の要件</p> <p>（1） 次に掲げる要件の全てを満たす学校であること。</p> <p>ア 専門学校又は大阪府内に所在する私立専修学校高等課程（以下、「専門学校</p>	<p>第5 第3の2に規定する支援校及び支援対象生徒の要件</p> <p>第3の2に規定する支援校及び支援対象生徒の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 支援校の要件</p> <p>（1） 次に掲げる要件の全てを満たす学校であること。</p> <p>ア 専門学校又は大阪府内に所在する私立専修学校高等課程（以下、「専門学校</p>

新	旧
<p>校等」という。)であること。(ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校等を除く。)</p> <p>イ 専門学校にあっては、職業人材の育成を目的としていることを学則で定めていること。ただし、職業人材の育成を目的とした専門学校であっても、支援対象生徒が在籍する課程・学科・コースで判断した場合、その実施する教育内容が、職業人材の育成を目的としていることが判断できない場合には、当該課程・学科・コースについては対象とならない。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること。</p> <p>エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校等が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を、当該専門学校等の web ページにより公表していること。</p> <p>オ 経費の適正な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、当該専門学校等の web ページにより公表していること。</p> <p>カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度において、学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 66 条及び第 67 条に定める評価を実施し、その結果を、当該専門学校等の web ページにより公表していること。</p> <p>(2) 設置者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。）</p> <p>ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）</p> <p>エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その</p>	<p>校等」という。)であること。(ただし、営利を目的とする法人により設置された専門学校等を除く。)</p> <p>イ 専門学校にあっては、職業人材の育成を目的としていることを学則で定めていること。ただし、職業人材の育成を目的とした専門学校であっても、支援対象生徒が在籍する課程・学科・コースで判断した場合、その実施する教育内容が、職業人材の育成を目的としていることが判断できない場合には、当該課程・学科・コースについては対象とならない。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の生徒に対する授業料減免制度を有し、選考委員会や面接等、客観的な方法により減免を受ける生徒を機関決定していること。</p> <p>エ 学則等で定める授業料の額、並びに専門学校等が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を、当該専門学校等の web ページにより公表していること。</p> <p>オ 経費の適正な執行を担保するため、学校の財務会計に関する書類を作成し、当該専門学校等の web ページにより公表していること。</p> <p>カ 生徒が支援を受けようとする年度の前年度において、学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 66 条及び第 67 条に定める評価を実施し、その結果を、当該専門学校等の web ページにより公表していること。</p> <p>(2) 設置者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。）</p> <p>ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）</p> <p>エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その</p>

新	旧
<p>執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p> <p>2 支援対象生徒の要件</p> <p>支援校に在籍する生徒のうち、次に掲げる要件をすべて満たす生徒であること。</p> <p>(1) 勉学に対する意欲がある生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の者。ただし、支援校が授業料を全額免除することにより支援校に対して支払う授業料が存在しない者及び外国人留学生を除く。</p> <p>(2) 支援校において、<u>第4の1(1)ウ</u>に規定する授業料減免の決定を受け、かつ他の専門学校等において、<u>国委託要項2(1)①イ</u>の規定に基づく経済的支援を受けていないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる文部科学大臣及び教育長の行う修学支援に係る実証研究等に協力すること。</p> <p>ア 国委託事業及び本事業に伴い文部科学大臣及び教育長が実施するアンケート調査又はヒアリング調査</p> <p>イ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業に係る目標設定、当該目標の達成のために必要な講義・実習等の受講、当該学修結果に係る自己評価（必要に応じて教員による評価）の実施及び教育長への報告</p>	<p>執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p> <p>2 支援対象生徒の要件</p> <p>支援校に在籍する生徒のうち、次に掲げる要件をすべて満たす生徒であること。</p> <p>(1) 勉学に対する意欲がある生徒のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計の急変した世帯の者。ただし、支援校が授業料を全額免除することにより支援校に対して支払う授業料が存在しない者及び外国人留学生を除く。</p> <p>(2) 支援校において、第5の1(1)ウに規定する授業料減免の決定を受け、かつ他の専門学校等において、国委託要項2(1)①イ及び(2)①イの規定に基づく経済的支援を受けていないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる文部科学大臣及び教育長の行う修学支援に係る実証研究等に協力すること。</p> <p>ア 国委託事業及び本事業に伴い文部科学大臣及び教育長が実施するアンケート調査又はヒアリング調査</p> <p>イ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業に係る目標設定、当該目標の達成のために必要な講義・実習等の受講、当該学修結果に係る自己評価（必要に応じて教員による評価）の実施及び教育長への報告</p>
<p><u>第5</u> 支援校の指定及び支援対象生徒の決定</p>	<p>第6 支援校の指定及び支援対象生徒の決定</p>

新	旧
<p>1 本事業において、<u>第3の1</u>に規定する支援を受けようとする生徒は、その在学する専門学校等を通じて、次に掲げる書類を、毎年度教育長が定める期日までに提出すること。</p> <p>(1) 支援申込書（様式第1号）</p> <p>(2) 専修学校生チャレンジシート（様式第2号）</p> <p>(3) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>2 支援を受けようとする生徒が在籍する専門学校等は、生徒が作成した前項の書類と併せて次に掲げる書類を、毎年度教育長が定める期日までに提出すること。なお、実施計画内訳書については、第3の1に定める事業を実施する場合には(2)、第3の2に定める事業を実施する場合には(3)を提出するものとする</p> <p>(1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書（様式第3号）</p> <p>(2) 実施計画内訳書（様式第3号の2）</p> <p>(3) 実施計画内訳書（様式第3号の3）</p> <p><u>(3-4)</u> 支援対象生徒一覧表（様式第3号の<u>3-4</u>）</p> <p><u>(4-5)</u> 要件確認申立書（様式第3号の<u>4-5</u>）</p> <p><u>(5-6)</u> 暴力団等審査情報（様式第3号の<u>5-6</u>）</p> <p><u>(6-7)</u> その他教育長が必要と認める書類</p> <p>3 教育長は、前2項の規定に基づき提出のあった計画書等の内容（事業費や利用計画等）について審査し、当該専門学校等及び当該専門学校等において支援を受けようとする生徒が、<u>第4の1及び2</u>又は<u>第5の1及び2</u>に規定する支援校及び支援対象生徒の要件を全て満たし、かつ当該事業実施計画が妥当であると判断した場合は、当該事業実施計画を承認し、当該専門学校等を支援校として指定し、当該学校において支援を受けようとする生徒を支援対象生徒として決定する。</p> <p>4 教育長は、前項の支援校の指定及び支援対象生徒の決定をしたときは、大阪</p>	<p>1 本事業において、第3の1又は2に規定する支援を受けようとする生徒は、その在学する専門学校等を通じて、次に掲げる書類を、毎年度教育長が定める期日までに提出すること。</p> <p>(1) 支援申込書（様式第1号）</p> <p>(2) 専修学校生チャレンジシート（様式第2号）</p> <p>(3) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>2 支援を受けようとする生徒が在籍する専門学校等は、生徒が作成した前項の書類と併せて次に掲げる書類を、毎年度教育長が定める期日までに提出すること。なお、実施計画内訳書については、第3の1に定める事業を実施する場合には(2)、第3の2に定める事業を実施する場合には(3)を提出するものとする。</p> <p>(1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書（様式第3号）</p> <p>(2) 実施計画内訳書（様式第3号の2）</p> <p>(3) 実施計画内訳書（様式第3号の3）</p> <p>(4) 支援対象生徒一覧表（様式第3号の4）</p> <p>(5) 要件確認申立書（様式第3号の5）</p> <p>(6) 暴力団等審査情報（様式第3号の6）</p> <p>(7) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>3 教育長は、前2項の規定に基づき提出のあった計画書等の内容（事業費や利用計画等）について審査し、当該専門学校等及び当該専門学校等において支援を受けようとする生徒が、第4の1及び2又は第5の1及び2に規定する支援校及び支援対象生徒の要件を全て満たし、かつ当該事業実施計画が妥当であると判断した場合は、当該事業実施計画を承認し、当該専門学校等を支援校として指定し、当該学校において支援を受けようとする生徒を支援対象生徒として決定する。</p> <p>4 教育長は、前項の支援校の指定及び支援対象生徒の決定をしたときは、大阪</p>

新	旧
<p>府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援校指定等通知書（様式第4号）（以下「支援校指定等通知書」という。）により当該専門学校等にその旨を通知するものとする。なお、支援対象生徒に対する決定の通知は、支援校指定等通知書に基づき、支援校が行うものとする。</p> <p>5 教育長は、国との委託契約額の範囲内において、支援校の指定後、速やかに<u>第3の1</u>及び<u>2</u>に規定する事業を行うものとする。</p> <p><u>第6</u> 対象事業の実施</p> <p>1 支援校は<u>第5の3</u>の規定による教育長の承認を受けた計画の内容に基づき、適切に事業を実施するとともに、次に掲げる条件を遵守すること。</p> <p>(1) 本事業の実施に関するすべての関係書類を当該事業に係る年度の翌年度から10年間保存すること。</p> <p>(2) 本事業の実施状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。</p> <p>2 支援校は、前項の計画を変更する必要がある場合は、教育長が軽微な変更に該当すると認める場合を除き、次に掲げる書類を教育長に提出し、変更の承認を受けること。なお、変更実施計画内訳書については、第3の1に定める事業を実施する場合にあっては(2)、第3の2に定める事業を実施する場合にあっては(3)を提出するものとする。</p> <p>(1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画変更承認申請書兼変更実施計画書（様式第5号）</p> <p>(2) 変更実施計画内訳書（様式第5号の2）</p> <p>(3) 変更実施計画内訳書（様式第5号の3）</p> <p>(<u>3</u>-4) 支援対象生徒一覧表（様式第5号の<u>3</u>-4）</p> <p>(<u>4</u>-5) その他教育長が必要と認める書類</p>	<p>府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援校指定等通知書（様式第4号）（以下「支援校指定等通知書」という。）により当該専門学校等にその旨を通知するものとする。なお、支援対象生徒に対する決定の通知は、支援校指定等通知書に基づき、支援校が行うものとする。</p> <p>5 教育長は、国との委託契約額の範囲内において、支援校の指定後、速やかに第3の1及び2に規定する事業を行うものとする。</p> <p>第7 対象事業の実施</p> <p>1 支援校は第6の3の規定による教育長の承認を受けた計画の内容に基づき、適切に事業を実施するとともに、次に掲げる条件を遵守すること。</p> <p>(1) 本事業の実施に関するすべての関係書類を当該事業に係る年度の翌年度から10年間保存すること。</p> <p>(2) 本事業の実施状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。</p> <p>2 支援校は、前項の計画を変更する必要がある場合は、教育長が軽微な変更に該当すると認める場合を除き、次に掲げる書類を教育長に提出し、変更の承認を受けること。なお、変更実施計画内訳書については、第3の1に定める事業を実施する場合にあっては(2)、第3の2に定める事業を実施する場合にあっては(3)を提出するものとする。</p> <p>(1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画変更承認申請書兼変更実施計画書（様式第5号）</p> <p>(2) 変更実施計画内訳書（様式第5号の2）</p> <p>(3) 変更実施計画内訳書（様式第5号の3）</p> <p>(4) 支援対象生徒一覧表（様式第5号の4）</p> <p>(5) その他教育長が必要と認める書類</p>

新	旧
<p>第7 実施報告</p> <p>1 支援校は、事業実施後、次に掲げる書類を、教育長が定める期日までに提出すること。なお、実施報告内訳書については、第3の1に定める事業を実施する場合にあっては(2)、第3の2に定める事業を実施する場合にあっては(3)を提出するものとする。</p> <p>(1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施報告書（様式第6号）</p> <p>(2) 実施報告内訳書（様式第6号の2）</p> <p>(3) 実施報告内訳書（様式第6号の3）</p> <p>(3-4) 支援対象生徒一覧表（様式第6号の3-4）</p> <p>(4-5) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の書類には、支援対象生徒が作成した、次に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) 専修学校生チャレンジシート（様式第2号）</p> <p>(2) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>第8 支援校の指定及び支援対象生徒の決定の取消し</p> <p>1 教育長は、支援校が第4の1又は第5の1に定める支援校の要件を満たしていないと認める場合、第5の3及び第6の2で教育長が承認した計画の内容どおりに事業を実施していない場合、法令違反等重大な事由に該当する又はそのおそれがある場合には、指定を取り消すことができる。なお、この場合において、設置者は、支援対象生徒の修学に支障をきたすことのないよう配慮すること。</p> <p>2 教育長は、支援対象生徒が第4の2又は第5の2に定める支援対象生徒の要件を満たしていないと認める場合には、決定を取り消すことができる。</p> <p>3 支援校は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援校指定辞退申出書（様式第7号）により、当該支援校の指定の辞退を教育長に申し出ることがで</p>	<p>第8 実施報告</p> <p>1 支援校は、事業実施後、次に掲げる書類を、教育長が定める期日までに提出すること。なお、実施報告内訳書については、第3の1に定める事業を実施する場合にあっては(2)、第3の2に定める事業を実施する場合にあっては(3)を提出するものとする。</p> <p>(1) 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施報告書（様式第6号）</p> <p>(2) 実施報告内訳書（様式第6号の2）</p> <p>(3) 実施報告内訳書（様式第6号の3）</p> <p>(4) 支援対象生徒一覧表（様式第6号の4）</p> <p>(5) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の書類には、支援対象生徒が作成した、次に掲げる書類を添付させるものとする。</p> <p>(1) 専修学校生チャレンジシート（様式第2号）</p> <p>(2) その他教育長が必要と認める書類</p> <p>第9 支援校の指定及び支援対象生徒の決定の取消し</p> <p>1 教育長は、支援校が第4の1又は第5の1に定める支援校の要件を満たしていないと認める場合、第6の3及び第7の2で教育長が承認した計画の内容どおりに事業を実施していない場合、法令違反等重大な事由に該当する又はそのおそれがある場合には、指定を取り消すことができる。なお、この場合において、設置者は、支援対象生徒の修学に支障をきたすことのないよう配慮すること。</p> <p>2 教育長は、支援対象生徒が第4の2又は第5の2に定める支援対象生徒の要件を満たしていないと認める場合には、決定を取り消すことができる。</p> <p>3 支援校は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援校指定辞退申出書（様式第7号）により、当該支援校の指定の辞退を教育長に申し出ることがで</p>

新	旧
<p>きる。ただし、辞退にあたっては、支援対象生徒の修学に支障をきたすことのないようにするとともに、あらかじめ教育長に協議すること。</p> <p>4 教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該支援校の指定を取り消すことができる。</p>	<p>きる。ただし、辞退にあたっては、支援対象生徒の修学に支障をきたすことのないようにするとともに、あらかじめ教育長に協議すること。</p> <p>4 教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該支援校の指定を取り消すことができる。</p>
<p>第9 その他 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</p>	<p>第10 その他 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="103 212 297 244"><u>附 則 (略)</u></p> <ol data-bbox="103 260 875 339" style="list-style-type: none"><li data-bbox="103 260 745 292">1 <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u><li data-bbox="103 308 875 339">2 <u>この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。</u>	

新

旧

(様式第1号)

年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業
支援申込書

年 月 日

大阪府教育長 様

私は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第3の「1(1)及び(2)／2(1)」に規定する支援を申し込みます。
~~※該当する項目に〇印を付けてください。~~

申込者
(生徒氏名)

【申込者(支援対象生徒)に関する事項】

専修学校名			
学科・コース名		学年	
ふりがな			
生徒氏名	姓	名	生年月日
生徒住所			
ふりがな			
家計支持者氏名	姓	名	生徒との続柄

【申込事業】 ※該当する項目に〇印を付けてください。

実施要綱第3の1(1)及び(2) 専門学校生に対する経済的支援事業及び修学支援アドバイザー配置事業	
経済的要件	(1) 実施要綱第4の2(1)ア(生活保護法による保護費の受給) (2) 実施要綱第4の2(1)イ(税額控除前個人住民税所得割額非課税) (3) 実施要綱第4の2(1)ウ(税額控除前所得税非課税) (4) 実施要綱第4の2(1)エ(保護者等の倒産・失職などによる家計の急変)
実施要綱第3の1(2)(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変のため修学が困難な専門学校生に対する経済的支援事業 ※経済的要件：新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変	

【添付書類】 ※該当する項目に〇印を付けてください。

経済的要件(所得基準)を充足していることを証明する書類
専修学校生チャレンジシート(様式第2号)
その他教育長が必要と認める書類

【委任事項】

私は、年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金を授業料に充てるとともに、当該支援金の受給及び修学支援アドバイザーの利用に必要な事務手続を所属する学校の設置者に委任することを了承します。

生徒氏名

【同意事項】

私は、支援金の受給後に、休学や退学などの理由により学校設置者から授業料の返納があった場合には、支給を受けた支援金と同額(ただし、学校設置者からの返納額を上限とする)を大阪府に返還することに同意します。
私は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第4の2(3)又は同第5の2(3)の規定に基づき、文部科学大臣及び教育長が行う修学支援に係る実証研究等に協力します。

生徒氏名

(様式第1号)

年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業
支援申込書

年 月 日

大阪府教育長 様

私は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第3の「1(1)及び(2)／2(1)」に規定する支援を申し込みます。
※該当する項目に〇印を付けてください。

申込者
(生徒氏名)

【申込者(支援対象生徒)に関する事項】

専修学校名			
学科・コース名		学年	
ふりがな			
生徒氏名	姓	名	生年月日
生徒住所			
ふりがな			
家計支持者氏名	姓	名	生徒との続柄

【申込事業】 ※該当する項目に〇印を付けてください。

実施要綱第3の1(1)及び(2) 専門学校生に対する経済的支援事業及び修学支援アドバイザー配置事業	
経済的要件	(1) 実施要綱第4の2(1)ア(生活保護法による保護費の受給) (2) 実施要綱第4の2(1)イ(税額控除前個人住民税所得割額非課税) (3) 実施要綱第4の2(1)ウ(税額控除前所得税非課税) (4) 実施要綱第4の2(1)エ(保護者等の倒産・失職などによる家計の急変)
実施要綱第3の2(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変のため修学が困難な専門学校生に対する経済的支援事業 ※経済的要件：新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変	

【添付書類】 ※該当する項目に〇印を付けてください。

経済的要件(所得基準)を充足していることを証明する書類
専修学校生チャレンジシート(様式第2号)
その他教育長が必要と認める書類

【委任事項】

私は、年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援金を授業料に充てるとともに、当該支援金の受給及び修学支援アドバイザーの利用に必要な事務手続を所属する学校の設置者に委任することを了承します。

生徒氏名

【同意事項】

私は、支援金の受給後に、休学や退学などの理由により学校設置者から授業料の返納があった場合には、支給を受けた支援金と同額(ただし、学校設置者からの返納額を上限とする)を大阪府に返還することに同意します。
私は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第4の2(3)又は同第5の2(3)の規定に基づき、文部科学大臣及び教育長が行う修学支援に係る実証研究等に協力します。

生徒氏名

新

(様式第3号)			
		年 月 日	
大阪府教育長 様			
		専修学校名	
		設置者所在地	
		設置者名	
		代表者名	
年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書			
標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱等に定める条件に同意の上、支援校の指定を受けたいので、同要綱第5-6の2の規定により、関係書類を提出します。			
記			
1. 計画の内容			
様式第3号の2 実施計画内訳書のとおり -(又は様式第3号の3)-			
2. 支援対象生徒			
様式第3号の3-4 支援対象生徒一覧表のとおり			
3. 添付書類			
・	様式第1号	支援申込書	
・	様式第2号	専修学校生チャレンジシート	
・	様式第3号の2	実施計画内訳書 -(又は様式第3号の3)-	
・	様式第3号の3-4	支援対象生徒一覧表	
・	様式第3号の4-5	要件確認申立書	
・	様式第3号の5-6	暴力団等審査情報	
・	その他教育長が必要と認める書類		

旧

(様式第3号)			
		年 月 日	
大阪府教育長 様			
		専修学校名	
		設置者所在地	
		設置者名	
		代表者名	
年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書			
標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱等に定める条件に同意の上、支援校の指定を受けたいので、同要綱第6の2の規定により、関係書類を提出します。			
記			
1. 計画の内容			
様式第3号の2 実施計画内訳書のとおり (又は様式第3号の3)			
2. 支援対象生徒			
様式第3号の4 支援対象生徒一覧表のとおり			
3. 添付書類			
・	様式第1号	支援申込書	
・	様式第2号	専修学校生チャレンジシート	
・	様式第3号の2	実施計画内訳書 (又は様式第3号の3)	
・	様式第3号の4	支援対象生徒一覧表	
・	様式第3号の5	要件確認申立書	
・	様式第3号の6	暴力団等審査情報	
・	その他教育長が必要と認める書類		

新

(削除)

旧

(様式第3号の2) 年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施計画内訳書(私立専門学校生に対する修学等支援)

学校番号	専修学校名	設置者名	担当者名	担当者連絡先(上:電話、下:FAX)	担当者連絡先(メールアドレス)
				(電話)	
				(FAX)	

1. 直近5年間の生徒の中退(全体・経済的理由)状況(学校全体)

	生徒数(41時点)		中退者数(全体)		中退者数(経済的理由)		左記に係る学校の自己分析(要因など)
	総定員	実員	人数	割合	人数	割合	
○年度							→
○年度							
○年度							
○年度							
○年度							

※中退者数には年度末退学者数も含む

2. 大阪府事業活用にあたっての学校の年次目標

○年度	生徒数(41時点)	中退者数(全体)※予測(目標)値	中退者数(経済的理由)※予測(目標)値
中退状況改善等に係る年次目標			
その他学校が独自に定める年次目標等(自由記述)			

※中退者数には年度末退学者数も含む

3. 実施要綱第3の1(1)及び(2)に係る支援事業の活用計画

支援事業の種類	個別の活用計画	左記の内容	特記事項
専門学校生に対する経済的支援事業(実施要綱第3の1(1)関連)	支援対象生徒への支援金交付計画	支援対象生徒数(学校全体) 支援金受給希望額(学校全体)	
支援事業の種類	個別の活用計画	左記の内容	
修学支援アドバイザー配置事業(実施要綱第3の1(2)関連)	講演会事業の活用計画 相談会事業の活用計画	大阪府庁舎内開催分の活用予定 支援校校舎内開催分の活用予定	開催希望時期

4. 大阪府事業活用にあたっての校内組織体制(支援対象生徒へのレポート体制など)

5. 設置学科の職業実践専門課程認定状況(年度)

通番	学科名	職業実践専門課程認定状況	認定年度	通番	学科名	職業実践専門課程認定状況	認定年度
1			16	31			
2			17	32			
3			18	33			
4			19	34			
5			20	35			
6			21	36			
7			22	37			
8			23	38			
9			24	39			
10			25	40			
11			26	41			
12			27	42			
13			28	43			
14			29	44			
15			30	45			

6. 実施要綱第4の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等

授業料減免制度に関する規程の整備状況

授業料減免を受ける生徒の決定方法

7. 実施要綱第4の1(1)エに規定する項目の公表状況

公表先の学校webページのURL

8. 実施要綱第4の1(1)オに規定する項目の公表状況

公表先の学校webページのURL

9. 実施要綱第4の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況

学校評価の種類	評価委員会(会)の実施時期	評価報告書の作成状況	評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL
前々年度(年度)の学校活動に係る自己評価			
前々年度(年度)の学校活動に係る学校関係者評価			
前年度(年度)の学校活動に係る自己評価			
前年度(年度)の学校活動に係る学校関係者評価			

※前年度(年度)の学校活動に係る自己評価・学校関係者評価未実施(未公表)の場合は、必ず本年度(年度)の11月末までに実施・公表を併せていること。

10. 添付書類チェックリスト

<input type="checkbox"/> 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第3号の4)	<input type="checkbox"/> 支援対象生徒に係る支援申し込み書(実施要綱様式第1号)
<input type="checkbox"/> 学期	<input type="checkbox"/> 支援対象生徒に係る研修学校生チェックシート(実施要綱様式第2号)
<input type="checkbox"/> 実施要綱第4の1(1)ウに規定する授業料減免制度に関する規程	<input type="checkbox"/> 支援対象生徒の世帯が、実施要綱第4の2(1)に規定する支援金交付に係る経済的要件(所得基準)を充足していること(証明)する書類
<input type="checkbox"/> 実施要綱第4の1(1)ウに規定する授業料減免の対象者の選考結果	<input type="checkbox"/> その他教育長が必要と認める書類
<input type="checkbox"/> 支援対象生徒に対する授業料減免の決定通知書(写し)	

新

(様式第3号の2)
年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施計画内訳書(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援)

Table with 5 columns: 学校番号, 専修学校名, 設置者名, 担当者名, 担当者連絡先(上:電話, 下:FAX) and 担当者連絡先(メールアドレス)

1. 実施要綱第3の1(2)に係る支援事業の活用計画
Table with 4 columns: 支援事業の種類, 個別の活用計画, 左記の内容, 特記事項

2. 実施要綱第45の1(1)イに係る学校の目的
専門学校
高等専修学校 ※該当する項目に○印を付けること。

(以下、専門学校について記入)
職業人材の育成を目的としていることを学則に定めています。 ※該当する項目に○印を付けること。

Table with 10 columns: 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度

3. 実施要綱第45の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等
授業料減免制度に関する規程の整備状況
※
授業料減免を受ける生徒の決定方法

※「減免規程」が整備されていない場合は、減免制度の機関決定の方法・内容・周知・運用方法について具体的に記載するとともに、説明資料を添付すること
学校番号 0 学校名 0

4. 実施要綱第45の1(1)エに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL

6. 実施要綱第45の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況
Table with 4 columns: 学校評価の種類, 評価委員会(会議)の実施時期, 評価報告書の作成状況, 評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL

※前年度(年度)の学校活動に係る自己評価・学校関係者評価未実施(未公表)の場合は、必ず本年度(年度)の11月末日までに実施・公表を終えていること。

- 7. 添付書類チェックリスト
□ 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第3号の3(4))
□ 学則
□ 実施要綱第45の1(1)ウに規定する授業料減免制度に関する規程(規程未整備の場合はその他説明資料)
□ 実施要綱第45の1(1)ウに規定する授業料減免の対象者の選考結果
□ 支援対象生徒に対する授業料減免の決定通知書(写し)

旧

(様式第3号の3)
年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施計画内訳書(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援)

Table with 5 columns: 学校番号, 専修学校名, 設置者名, 担当者名, 担当者連絡先(上:電話, 下:FAX) and 担当者連絡先(メールアドレス)

1. 実施要綱第3の2に係る支援事業の活用計画
Table with 4 columns: 支援事業の種類, 個別の活用計画, 左記の内容, 特記事項

2. 実施要綱第5の1(1)イに係る学校の目的
専門学校
高等専修学校 ※該当する項目に○印を付けること。

(以下、専門学校について記入)
職業人材の育成を目的としていることを学則に定めています。 ※該当する項目に○印を付けること。

Table with 10 columns: 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度

3. 実施要綱第5の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等
授業料減免制度に関する規程の整備状況
※
授業料減免を受ける生徒の決定方法

※「減免規程」が整備されていない場合は、減免制度の機関決定の方法・内容・周知・運用方法について具体的に記載するとともに、説明資料を添付すること
学校番号 0 学校名 0

4. 実施要綱第5の1(1)エに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL

6. 実施要綱第5の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況
Table with 4 columns: 学校評価の種類, 評価委員会(会議)の実施時期, 評価報告書の作成状況, 評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL

※前年度(年度)の学校活動に係る自己評価・学校関係者評価未実施(未公表)の場合は、必ず本年度(年度)の11月末日までに実施・公表を終えていること。

- 7. 添付書類チェックリスト
□ 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第3号の4)
□ 学則
□ 実施要綱第5の1(1)ウに規定する授業料減免制度に関する規程(規程未整備の場合はその他説明資料)
□ 実施要綱第5の1(1)ウに規定する授業料減免の対象者の選考結果
□ 支援対象生徒に対する授業料減免の決定通知書(写し)

新

(様式第3号の34) 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援対象生徒一覧表

		専門学校 高等専修学校	学校番号	学校名							
※該当する項目に○印を付けてください。高等課程・専門課程とも設置する専修学校で、いずれの課程についても申請する場合は、課程ごとに本様式を作成してください。											
【作成日】 年 月 日											
番号	生徒等氏名	学科名・コース名	学年	支援事業	学則等で定める授業料の額		左記以外の授業料減免額		支援金受給希望額		備考
					円	円	円	円	円	円	
例	私学 一郎	○○学科△△コース	1	新型コロナウイルス支援	1,000,000	400,000	0	0	200,000		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
合 計						0	0	0			

※支援事業はプルダウンメニューより選択してください。
※必要に応じて適宜「行」を足してください。

旧

(様式第3号の4) 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援対象生徒一覧表

		専門学校 高等専修学校	学校番号	学校名							
※該当する項目に○印を付けてください。高等課程・専門課程とも設置する専修学校で、いずれの課程についても申請する場合は、課程ごとに本様式を作成してください。											
【作成日】 年 月 日											
番号	生徒等氏名	学科名・コース名	学年	支援事業	学則等で定める授業料の額		左記以外の授業料減免額		支援金受給希望額		備考
					円	円	円	円	円	円	
例	私学 一郎	○○学科△△コース	1	専門学校生修学支援	1,000,000	400,000	0	0	200,000		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
合 計						0	0	0			

※支援事業はプルダウンメニューより選択してください。
※必要に応じて適宜「行」を足してください。

新	旧																																										
<p>(様式第3号の4-5)</p> <p style="text-align: center;">要件確認申立書</p> <p style="text-align: center;">大阪府教育長 様</p> <p>当設置者は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5の2の規定に基づき、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業の支援校の指定にかかる申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="100 678 1064 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2">申立事項</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> </tbody> </table>	申立事項			1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ	2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ	3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ	4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ	5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ	6	（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名	はい・いいえ	<p>(様式第3号の5)</p> <p style="text-align: center;">要件確認申立書</p> <p style="text-align: center;">大阪府教育長 様</p> <p>当設置者は、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5の2の規定に基づき、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業の支援校の指定にかかる申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="1135 678 2098 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2">申立事項</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> </tbody> </table>	申立事項			1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ	2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ	3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ	4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ	5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ	6	（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名	はい・いいえ
申立事項																																											
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ																																									
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ																																									
3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ																																									
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ																																									
5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ																																									
6	（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名	はい・いいえ																																									
申立事項																																											
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ																																									
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ																																									
3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ																																									
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ																																									
5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ																																									
6	（設置者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該設置者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名	はい・いいえ																																									

新	旧																																																
<p>(様式第3号の4裏面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 40%;"> <p>称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者 </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td> <p>法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td> <p>公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td> <p>規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td> <p>間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td> <p>暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> </table> <p>※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">設置者所在地 設置者名 代表者名</p>		<p>称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者 			7	<p>法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ		8	<p>公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ		9	<p>規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。</p>	はい・いいえ		10	<p>間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。</p>	はい・いいえ		11	<p>暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。</p>	はい・いいえ		<p>(様式第3号の5裏面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 40%;"> <p>称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者 </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td> <p>法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td> <p>公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td> <p>規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td> <p>間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td> <p>暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。</p> </td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> <td></td> </tr> </table> <p>※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">設置者所在地 設置者名 代表者名</p>		<p>称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者 			7	<p>法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ		8	<p>公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ		9	<p>規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。</p>	はい・いいえ		10	<p>間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。</p>	はい・いいえ		11	<p>暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。</p>	はい・いいえ	
	<p>称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者 																																																
7	<p>法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ																																															
8	<p>公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ																																															
9	<p>規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。</p>	はい・いいえ																																															
10	<p>間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。</p>	はい・いいえ																																															
11	<p>暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。</p>	はい・いいえ																																															
	<p>称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上設置者の経営に参加していると認められる者 																																																
7	<p>法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ																																															
8	<p>公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。</p>	はい・いいえ																																															
9	<p>規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。</p>	はい・いいえ																																															
10	<p>間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。</p>	はい・いいえ																																															
11	<p>暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。</p>	はい・いいえ																																															

新

(様式第3号の5(6))

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。
 なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	役職区分	役員等氏名				生年月日				性別	住所
		カナ		漢字		元号	年	月	日		
		姓	名	姓	名						

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
 ※2枚以上にまたがる場合は、割印をすること。
 ※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
 ※役職区分の欄には、設置者が法人の場合は「役員」又は「監事」のいずれかを、個人の場合は「設置者」と記載すること。
 ※生年月日の元号は、アルファベットで記載すること。

年 月 日

設置者所在地
 設置者名
 代表者名

旧

(様式第3号の6)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。
 なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	役職区分	役員等氏名				生年月日				性別	住所
		カナ		漢字		元号	年	月	日		
		姓	名	姓	名						

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。
 ※2枚以上にまたがる場合は、割印をすること。
 ※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。
 ※役職区分の欄には、設置者が法人の場合は「役員」又は「監事」のいずれかを、個人の場合は「設置者」と記載すること。
 ※生年月日の元号は、アルファベットで記載すること。

年 月 日

設置者所在地
 設置者名
 代表者名

新	旧
<p>(様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>設置者代表者 様</p> <p style="text-align: right;">大阪府教育長</p> <p style="text-align: center;">年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援校指定等通知書</p> <p>年 月 日付けで提出のあった 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書の内容を承認し、下記のとおり支援校を指定し、支援対象生徒を決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援校名等</p> <p>○○○○専門学校</p> <p>2 支援対象生徒名等</p> <p>様式第4号別紙支援対象生徒決定者一覧のとおり</p> <p>3 支援校及び支援対象生徒の条件</p> <p>(1) 支援校及び支援対象生徒は、指定等期間中大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱の第4-(又は第5)に掲げる要件をすべて満たすこと</p> <p>(2) 支援校は、教育長の承認を受けた計画の内容及び、適切に事業を実施すること。</p> <p>(3) 支援校は、事業の実施に関するすべての関係書類を当該事業に係る年度の翌年度から10年間保存すること。</p> <p>(4) 支援校は、事業の実施状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。</p>	<p>(様式第4号)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>設置者代表者 様</p> <p style="text-align: right;">大阪府教育長</p> <p style="text-align: center;">年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業に係る支援校指定等通知書</p> <p>年 月 日付けで提出のあった 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施計画書の内容を承認し、下記のとおり支援校を指定し、支援対象生徒を決定します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援校名等</p> <p>○○○○専門学校</p> <p>2 支援対象生徒名等</p> <p>様式第4号別紙支援対象生徒決定者一覧のとおり</p> <p>3 支援校及び支援対象生徒の条件</p> <p>(1) 支援校及び支援対象生徒は、指定等期間中大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱の第4(又は第5)に掲げる要件をすべて満たすこと</p> <p>(2) 支援校は、教育長の承認を受けた計画の内容及び、適切に事業を実施すること。</p> <p>(3) 支援校は、事業の実施に関するすべての関係書類を当該事業に係る年度の翌年度から10年間保存すること。</p> <p>(4) 支援校は、事業の実施状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。</p>

新

(様式第5号)				年	月	日
大阪府教育長 様						
専修学校名						
設置者所在地						
設置者名						
代表者名						
年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施計画変更承認申請書兼変更実施計画書						
標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第6子の2の規定により、 計画の変更等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。						
記						
1. 変更事項						
①変更前						
②変更後						
2. 変更の理由						
3. 変更後の計画の内容						
様式第5号の2 変更実施計画内訳書のとおり -(又は様式第5号の3)-						
4. 変更後の支援対象生徒						
様式第5号の3-4 支援対象生徒一覧表のとおり						
5. 添付書類						
・ 様式第1号 支援申込書(新規支援対象生徒分)						
・ 様式第2号 専修学校生チャレンジシート(新規支援対象生徒分)						
・ 様式第5号の2 変更実施計画内訳書 -(又は様式第5号の3)-						
・ 様式第5号の3-4 支援対象生徒一覧表						
・ その他教育長が必要と認める書類						

旧

(様式第5号)				年	月	日
大阪府教育長 様						
専修学校名						
設置者所在地						
設置者名						
代表者名						
年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施計画変更承認申請書兼変更実施計画書						
標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第7の2の規定により、 計画の変更等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。						
記						
1. 変更事項						
①変更前						
②変更後						
2. 変更の理由						
3. 変更後の計画の内容						
様式第5号の2 変更実施計画内訳書のとおり (又は様式第5号の3)						
4. 変更後の支援対象生徒						
様式第5号の4 支援対象生徒一覧表のとおり						
5. 添付書類						
・ 様式第1号 支援申込書(新規支援対象生徒分)						
・ 様式第2号 専修学校生チャレンジシート(新規支援対象生徒分)						
・ 様式第5号の2 実施計画内訳書 (又は様式第5号の3)						
・ 様式第5号の4 支援対象生徒一覧表						
・ その他教育長が必要と認める書類						

新

(削除)

旧

(様式第5号の2)

年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 変更実施計画内訳書(私立専門学校生に対する修学等支援)

学校番号	専修学校名	設置者名	担当者名	担当者連絡先(上:電話、下:FAX) (電話) (FAX)	担当者連絡先(メールアドレス)
------	-------	------	------	-------------------------------------	-----------------

1. 直近5年間の生体の中退(全体・経済的理由)状況(学校全体)

	生徒数(41時点)		中退者数(全体)		中退者数(経済的理由)	
	総定員	実員	人数	割合	人数	割合
○年度						
○年度						
○年度						
○年度						
○年度						

※中退者数には年度末退学者数も含む

2. 大阪府事業活用にあたっての学校の年次目標

○年度	生徒数(41時点)		中退者数(全体)非予測(目標)値		中退者数(経済的理由)非予測(目標)値	
	総定員	実員	人数	割合	人数	割合
中退状況改善等に係る年次目標						
その他学校が独自に定める年次目標等(自由記述)						

※中退者数には年度末退学者数も含む

3. 実施要綱第3の1(1)及び(2)に係る支援事業の活用計画

支援事業の種類	個別の活用計画	左記の内容	特記事項
専門学校生に対する経済的支援事業(実施要綱第3の1(1)関連)	支援対象生徒への支援金交付計画	支援対象生徒数(学校全体) 支援金受給希望額(学校全体)	
支援事業の種類	個別の活用計画	左記の内容	
修学支援アドバイザー配置事業(実施要綱第3の1(2)関連)	講演会事業の活用計画	大阪府庁舎内開催分の活用予定 支援校校舎内開催分の活用予定	開催希望時期
	相談会事業の活用計画		

4. 大阪府事業活用にあたっての校内組織体制(支援対象生徒へのサポート体制など)

5. 設置学科の職業実践専門課程認定状況(年別)

通番	学科名	職業実践専門課程		学科名	職業実践専門課程	
		認定状況	認定年度		認定状況	認定年度
1			16		31	
2			17		32	
3			18		33	
4			19		34	
5			20		35	
6			21		36	
7			22		37	
8			23		38	
9			24		39	
10			25		40	
11			26		41	
12			27		42	
13			28		43	
14			29		44	
15			30		45	

6. 実施要綱第4の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等

授業料減免制度に関する規程の整備状況

授業料減免を受ける生徒の決定方法

7. 実施要綱第4の1(1)エに規定する項目の公表状況

公表先の学校webページのURL

8. 実施要綱第4の1(1)オに規定する項目の公表状況

公表先の学校webページのURL

9. 実施要綱第4の1(1)カに規定する項目の実績・公表状況

学校評価の種類	評価委員会(会議)の実施時期	評価報告書の作成状況	評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL
前々年度(年度)の学校活動に係る自己評価			
前々年度(年度)の学校活動に係る学校関係者評価			
前年度(年度)の学校活動に係る自己評価			
前年度(年度)の学校活動に係る学校関係者評価			

※前年度(年度)の学校活動に係る自己評価・学校関係者評価未実施(未公表)の場合は、必ず本年度(年度)の11月末までに実施・公表を完了していること。

10. 添付書類チェックリスト

<input type="checkbox"/> 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第5号の4)	<input type="checkbox"/> 支援対象生徒に係る支援申込書(実施要綱様式第1号) ※変更に係る生徒分
<input type="checkbox"/> 学則	<input type="checkbox"/> 支援対象生徒に係る専修学校生支援シリンジシート(実施要綱様式第2号) ※変更に係る生徒分
<input type="checkbox"/> 実施要綱第4の1(1)ウに規定する授業料減免制度に関する規程	<input type="checkbox"/> 支援対象生徒の世帯が、実施要綱第4の2(1)に規定する支援金交付に係る経済的要件(所得基準)を充足していること(証明する書類) ※変更に係る生徒分
<input type="checkbox"/> 実施要綱第4の1(1)ウに規定する授業料減免の対象者の選考結果 ※変更に係る生徒分	<input type="checkbox"/> その他教育長が必要と認める書類
<input type="checkbox"/> 支援対象生徒に対する授業料減免の決定通知書(等) ※変更に係る生徒分	

新

(様式第5号の2)
年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 変更実施計画内訳書(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援)

Table with 5 columns: 学校番号, 専修学校名, 設置者名, 担当者名, 担当者連絡先(上:電話, 下:FAX), 担当者連絡先(メールアドレス)

1. 実施要綱第3の12に係る支援事業の活用計画
Table with 4 columns: 支援事業の種類, 個別の活用計画, 左記の内容, 特記事項

2. 実施要綱第45の1(1)イに係る学校の目的
Table with 2 columns: 専修学校, 高等専修学校

(以下、専門学校について記入)
職業人材の育成を目的としていることを学則に定めています。 ※該当する項目にO印を付けること。

Table with 10 columns: 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度

3. 実施要綱第45の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等
Table with 2 columns: 授業料減免制度に関する規程の整備状況, 授業料減免を受ける生徒の決定方法

※「減免規程」が整備されていない場合は、減免制度の機関決定の方法・内容・周知・運用方法について具体的に記載するとともに、説明資料を添付すること
学校番号 0 学校名 0

4. 実施要綱第45の1(1)エに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL

6. 実施要綱第45の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況
Table with 4 columns: 学校評価の種類, 評価委員会(会議)の実施時期, 評価報告書の作成状況, 評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL

※前年度(年度)の学校活動に係る自己評価・学校関係者評価未実施(未公表)の場合は、必ず本年度(年度)の11月末日までに実施・公表を終えていること。

7. 添付書類チェックリスト
Table with 2 columns: 添付書類, 状況

旧

(様式第5号の3)
年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 変更実施計画内訳書(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援)

Table with 5 columns: 学校番号, 専修学校名, 設置者名, 担当者名, 担当者連絡先(上:電話, 下:FAX), 担当者連絡先(メールアドレス)

1. 実施要綱第3の2に係る支援事業の活用計画
Table with 4 columns: 支援事業の種類, 個別の活用計画, 左記の内容, 特記事項

2. 実施要綱第5の1(1)イに係る学校の目的
Table with 2 columns: 専修学校, 高等専修学校

(以下、専門学校について記入)
職業人材の育成を目的としていることを学則に定めています。 ※該当する項目にO印を付けること。

Table with 10 columns: 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度

3. 実施要綱第5の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等
Table with 2 columns: 授業料減免制度に関する規程の整備状況, 授業料減免を受ける生徒の決定方法

※「減免規程」が整備されていない場合は、減免制度の機関決定の方法・内容・周知・運用方法について具体的に記載するとともに、説明資料を添付すること
学校番号 0 学校名 0

4. 実施要綱第5の1(1)エに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL

6. 実施要綱第5の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況
Table with 4 columns: 学校評価の種類, 評価委員会(会議)の実施時期, 評価報告書の作成状況, 評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL

※前年度(年度)の学校活動に係る自己評価・学校関係者評価未実施(未公表)の場合は、必ず本年度(年度)の11月末日までに実施・公表を終えていること。

7. 添付書類チェックリスト
Table with 2 columns: 添付書類, 状況

新

(様式第5号の34) 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援対象生徒一覧表

専門学校 高等専修学校	学校番号	学校名
----------------	------	-----

※該当する項目に○印を付けてください。高等課程・専門課程とも設置する専修学校で、いずれの課程についても申請する場合は、課程ごとに本様式を作成してください。

【作成日】 年 月 日

番号	生徒等氏名	学科名・コース名	学年	支援事業	学則等で定める授業料の額 円	学校の減免規程に基づき減免額 円	左記以外の授業料減免額 円	支援金受給(希望)額 円	備考
例	私学 一郎	〇〇学科△△コース	1	新型コロナ修学支援	1,000,000	400,000	0	200,000	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合 計					0	0	0	0	

※支援事業はプルダウンメニューより選択してください。

※必要に応じて適宜「行」を足してください。

旧

(様式第5号の4) 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援対象生徒一覧表

専門学校 高等専修学校	学校番号	学校名
----------------	------	-----

※該当する項目に○印を付けてください。高等課程・専門課程とも設置する専修学校で、いずれの課程についても申請する場合は、課程ごとに本様式を作成してください。

【作成日】 年 月 日

番号	生徒等氏名	学科名・コース名	学年	支援事業	学則等で定める授業料の額 円	学校の減免規程に基づき減免額 円	左記以外の授業料減免額 円	支援金受給(希望)額 円	備考
例	私学 一郎	〇〇学科△△コース	1	専門学校生修学支援	1,000,000	400,000	0	200,000	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合 計					0	0	0	0	

※支援事業はプルダウンメニューより選択してください。

※必要に応じて適宜「行」を足してください。

新

様式第6号

年 月 日

大阪府教育長 様

専修学校名

設置者所在地

設置者名

代表者名

年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施報告書

標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第7-8の1及び2の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実施報告の内容

様式第6号の2 実施報告内訳書のとおり

~~-(又は様式第6号の3)-~~

2. 支援対象生徒

様式第6号の3-4 支援対象生徒一覧表のとおり

3. 添付書類

・ 様式第6号の2 実施報告計画内訳書

~~-(又は様式第6号の3)-~~

・ 様式第6号の3-4 支援対象生徒一覧表

・ 様式第2号 専修学校生チャレンジシート（最終版）

・ その他教育長が必要と認める書類

旧

様式第6号

年 月 日

大阪府教育長 様

専修学校名

設置者所在地

設置者名

代表者名

年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施報告書

標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第8の1及び2の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実施報告の内容

様式第6号の2 実施報告内訳書のとおり

(又は様式第6号の3)

2. 支援対象生徒

様式第6号の4 支援対象生徒一覧表のとおり

3. 添付書類

・ 様式第6号の2 実施計画内訳書

(又は様式第6号の3)

・ 様式第6号の4 支援対象生徒一覧表

・ 様式第2号 専修学校生チャレンジシート（最終版）

・ その他教育長が必要と認める書類

(削除)

(様式第6号の2)

年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施報告内訳書(私立専門学校生に対する修学等支援)

学校番号	専修学校名	設置者名	担当者名	担当者連絡先(上:電話、下:FAX) (電話) (FAX)	担当者連絡先(メールアドレス)

1. 大阪府事業活用による学校の年次目標の達成状況

○年度	生徒数(4.1時点)		中退者数(全体)※最終報告値		中退者数(経済的理由)※最終報告値	
	総定員	実員	人数	割合	人数	割合
本年度の中退状況						
その他学校が独自に定めた年次目標の達成状況						

※中退者数には年度末退学者数も含む

2. 実施要綱第3の1(1)及び(2)に係る支援事業の活用状況

支援事業の種類	個別の活用状況	左記の内容		特記事項
専門学校生に対する経済的支援事業 (実施要綱第3の1(1)関連)	支援対象生徒への支援金交付状況	支援対象生徒数(学校全体)	支援金受給総額(学校全体)	
支援事業の種類	個別の活用状況	左記の内容		
修学支援アドバイザー配置事業 (実施要綱第3の1(2)関連)	講演会事業の活用状況	大阪府庁舎 内開催分	活用の有無 利用した支援対象生徒数	利用したその他生徒数
	相談会事業の活用状況	支援校校舎 内開催分	活用の有無 利用した支援対象生徒数	活用時期
		大阪府庁舎 内開催分	活用の有無 利用した支援対象生徒数	活用時期

3. 大阪府事業の活用による成果(自由記述)

大阪府事業全体総括	
専門学校生に対する経済的支援事業 (実施要綱第3の1(1)関連)	
修学支援アドバイザー配置事業 (実施要綱第3の1(2)関連)	

4. 次年度以降の課題(自由記述)

--	--

5. 設置学科の職業実践専門課程認定状況(年度)

通番	学科名	職業実践専門課程		通番	学科名	職業実践専門課程		通番	学科名	職業実践専門課程	
		認定状況	認定年度			認定状況	認定年度			認定状況	認定年度
1			16				31				
2			17				32				
3			18				33				
4			19				34				
5			20				35				
6			21				36				
7			22				37				
8			23				38				
9			24				39				
10			25				40				
11			26				41				
12			27				42				
13			28				43				
14			29				44				
15			30				45				

6. 実施要綱第4の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等

授業料減免制度に関する規程の整備状況	
授業料減免を受ける生徒の決定方法	

7. 実施要綱第4の1(1)エに規定する項目の公表状況

公表先の学校webページのURL	
------------------	--

8. 実施要綱第4の1(1)オに規定する項目の公表状況

公表先の学校webページのURL	
------------------	--

9. 実施要綱第4の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況

学校評価の種類	評価委員会(会議)の実施時期	評価報告書の作成状況	評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL
前々年度(年度)の学校活動 に係る自己評価			
前々年度(年度)の学校活動 に係る学校関係者評価			
前年度(年度)の学校活動 に係る自己評価			
前年度(年度)の学校活動 に係る学校関係者評価			

10. 添付書類チェックリスト

- 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第6号の4)
- 支援対象生徒に係る専修学校生カウンセリングシート(最終版)(実施要綱様式第2号) ※金支援対象生徒分
- その他教員長が必要と認める書類

新

(様式第6号の2)
年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施報告内訳書(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援)

Table with 6 columns: 学校番号, 専修学校名, 設置者名, 担当者名, 担当者連絡先(上:電話, 下:FAX), 担当者連絡先(メールアドレス)

1. 実施要綱第3の12(1)に係る支援事業の活用状況
Table with 4 columns: 支援事業の種類, 個別の活用状況, 左記の内容, 特記事項

2. 実施要綱第46の1(1)イに係る学校の目的
専修学校
高等専修学校

(以下、専門学校について記入)
職業人材の育成を目的としていることを学則に定めています。
支援対象生徒の在籍する課程・学科・コースについて、その教育内容は職業人材の育成を目的としています。

Table with 10 columns: 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度

3. 実施要綱第46の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等
授業料減免制度に関する規程の整備状況
※
授業料減免を受ける生徒の決定方法

※「減免規程」が整備されていない場合は、減免制度の機関決定の方法・内容、周知・運用方法について具体的に記載するとともに、説明資料を添付すること
学校番号 0 学校名 0

4. 実施要綱第46の1(1)エに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL
5. 実施要綱第46の1(1)オに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL

6. 実施要綱第46の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況
Table with 4 columns: 学校評価の種類, 評価委員会(会議)の実施時期, 評価報告書の作成状況, 評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL

7. 添付書類チェックリスト
[] 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第6号の34)
[] 支援対象生徒に係る専修学校生サランシート(最終版)(実施要綱様式第2号) ※全支援対象生徒分
[] その他教育長が必要と認める書類

旧

(様式第6号の3)
年度 大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業 実施報告内訳書(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への修学等支援)

Table with 6 columns: 学校番号, 専修学校名, 設置者名, 担当者名, 担当者連絡先(上:電話, 下:FAX), 担当者連絡先(メールアドレス)

1. 実施要綱第3の2(1)に係る支援事業の活用状況
Table with 4 columns: 支援事業の種類, 個別の活用状況, 左記の内容, 特記事項

2. 実施要綱第5の1(1)イに係る学校の目的
専門学校
高等専修学校

(以下、専門学校について記入)
職業人材の育成を目的としていることを学則に定めています。
支援対象生徒の在籍する課程・学科・コースについて、その教育内容は職業人材の育成を目的としています。

Table with 10 columns: 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度, 通番, 学科名, 職業実践専門課程 認定状況, 認定年度

3. 実施要綱第5の1(1)ウに規定する学校独自の授業料減免体制の整備状況等
授業料減免制度に関する規程の整備状況
※
授業料減免を受ける生徒の決定方法

※「減免規程」が整備されていない場合は、減免制度の機関決定の方法・内容、周知・運用方法について具体的に記載するとともに、説明資料を添付すること
学校番号 0 学校名 0

4. 実施要綱第5の1(1)エに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL
5. 実施要綱第5の1(1)オに規定する項目の公表状況
公表先の学校webページのURL

6. 実施要綱第5の1(1)カに規定する項目の実施・公表状況
Table with 4 columns: 学校評価の種類, 評価委員会(会議)の実施時期, 評価報告書の作成状況, 評価結果(評価報告書)の公表先の学校webページのURL

7. 添付書類チェックリスト
[] 支援対象生徒一覧表(実施要綱様式第6号の4)
[] 支援対象生徒に係る専修学校生サランシート(最終版)(実施要綱様式第2号) ※全支援対象生徒分
[] その他教育長が必要と認める書類

新

(様式第6号の34) 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援対象生徒一覧表

専門学校 高等専修学校	学校番号	学校名
----------------	------	-----

※該当する項目に○印を付けてください。高等課程・専門課程とも設置する専修学校で、いずれの課程についても申請する場合は、課程ごとに本様式を作成してください。

【作成日】 年 月 日

番号	生徒等氏名	学科名・コース名	学年	支援事業	学則等で定める授業料の額 円	学校の減免規程に基づき減免額 円	左記以外の授業料減免額 円	支援金 支給額 円	備考
例	私学 一郎	〇〇学科△△コース	1	新型コロナ修学支援	1,000,000	400,000	0	200,000	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合 計					0	0	0	0	

※支援事業はプルダウンメニューより選択してください。

※必要に応じて適宜「行」を足してください。

旧

(様式第6号の4) 年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援対象生徒一覧表

専門学校 高等専修学校	学校番号	学校名
----------------	------	-----

※該当する項目に○印を付けてください。高等課程・専門課程とも設置する専修学校で、いずれの課程についても申請する場合は、課程ごとに本様式を作成してください。

【作成日】 年 月 日

番号	生徒等氏名	学科名・コース名	学年	支援事業	学則等で定める授業料の額 円	学校の減免規程に基づき減免額 円	左記以外の授業料減免額 円	支援金 支給額 円	備考
例	私学 一郎	〇〇学科△△コース	1	専門学校生修学支援	1,000,000	400,000	0	200,000	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合 計					0	0	0	0	

※支援事業はプルダウンメニューより選択してください。

※必要に応じて適宜「行」を足してください。

新

様式第7号

年 月 日

大阪府教育長 様

専修学校名

設置者所在地

設置者名

代表者名

年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援校**指定**辞退申出書

標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第8-9の3の規定により、支援校の指定の辞退を申し出ます。

記

1. 辞退の理由

2. 辞退後の措置

旧

様式第7号

年 月 日

大阪府教育長 様

専修学校名

設置者所在地

設置者名

代表者名

年度大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業支援校辞退申出書

標記について、大阪府私立専修学校修学支援実証研究事業実施要綱第9の3の規定により、支援校の指定の辞退を申し出ます。

記

1. 辞退の理由

2. 辞退後の措置